

2025

9 月

No.617

かりや



か

り

や



知立市知立神社「炎の円陣」

写真提供：渡部 修 氏

も く じ

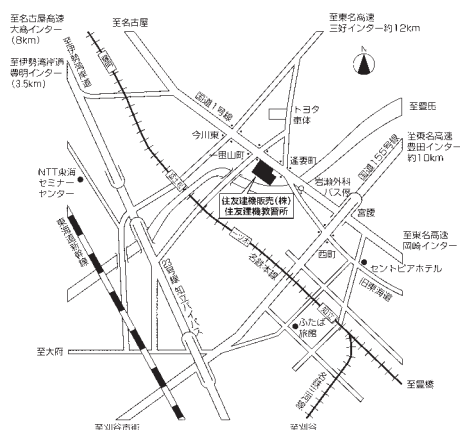
第 76 回 全国労働衛生週問を迎えるにあたって……………	1
令和 7 年度全国労働衛生週問実施要綱……………	2
労務管理講習会が開催される……………	9
愛知労働局管内死亡災害発生状況……………	10
愛知県の全産業死亡災害……………	10
労働者死傷病報告書受付状況 ……………	11
「リスクアセスメントから企業の安全配慮義務を考えるセミナー」開催……………	11

監督署だより……………	12
衣浦東部保健所コーナー……………	13
社会保険労務士が答える企業の労務管理……………	14
脱監督官の労務相談サロン……………	15
安全屋のこだわり……………	16
会員だより……………	17
お知らせ……………	19

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火					
9月	移動式クレーン			●学科試験																																
	クレーン・デリック	学科講習										学科講習																								
		学科実技併合																											この日程は2025年度下期開催の練習です。申込み受付は8月中旬の予定です。							
	車両系建設機械											14Hコース 18Hコース		38Hコース												14Hコース 18Hコース 38Hコース					14Hコース					
	解体用機械																																			
	不整地運搬車																																			
	小型移動式クレーン																																			
	玉掛																																			
	クレーン特別教育 玉掛(B)併合																																			
			建設機械施工管理技術検定試験 (実地試験) 詳しくは→社)日本建設機械施工協会 TEL 03-3433-1575へ お問い合わせください。																																	
高所作業車																																				
床上クレーン																																				
ガス溶接																																				
特別教育																																				
安全衛生教育等																																				

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金					
10月	移動式クレーン																																				
	クレーン・デリック	学科講習												学科講習																							
		学科実技併合																																			
	車両系建設機械																																				
	解体用機械																																				
	不整地運搬車																																				
	小型移動式クレーン																																				
	玉掛																																				
	クレーン特別教育 玉掛(B)併合																																				
	高所作業車																																				
床上クレーン																																					
ガス溶接																																					
特別教育																																					
安全衛生教育等																																					



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

第 76 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 76 回を迎えます。本年度は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンに掲げ、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として、10 月 1 日から 7 日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和 6 年の愛知県内における休業 4 日以上業務上疾病の件数は、前年の 447 件から 19.0% 増加し 532 件となっており、その内、熱中症災害件数は 88 件と、対前年比で 28 件増加しています。

また、令和 6 年度の長時間労働などを原因とする脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は、前年の 77 件から 6.5% 増加し、82 件となったところです。

さらに、定期健康診断の有所見率は上昇傾向にあり、令和 6 年の有所見率は 55.9% と過去最高値で、労働者の半数を超える方が何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

このような状況の中、令和 7 年 6 月に施行された改正労働安全衛生規則により、一定の環境・作業下における熱中症対策が義務化されました。また、先の通常国会で改正労働安全衛生法等が成立し、労働者数 50 人未満の事業場においてもストレスチェックが義務化されるほか、治療と仕事の両立支援の取組が努力義務化されることとなり、また、化学物質による健康障害防止対策については、SDS の通知義務違反に罰則が設けられるなど、多岐に渡る改正が順次施行されます。

一方、石綿解体・改修工事の事前調査・分析調査者の資格が必須であることや、化学物質規制が自律的管理を基軸としたものに転換されていること等、多種に渡る制度の見直しが行われています。

愛知労働局では、令和 5 年度より令和 9 年度までの 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしているところです。

具体的には、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置と、THP やメンタルヘルス指針等の健康保持増進措置とを相互連携した取組を推進するとともに、危険・有害性が確認されたすべての物質に対して、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の推進を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組等を再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会としていただけますようお願いします。

令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。

このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。

こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。

また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学製品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。

今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。

その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第 14 次労働災害防止計画（以下、「14 次防」という。）において、令和 5 年度より「自主的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働

災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計 8 つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で 3 年目を迎える。

これらに加え、令和 7 年 5 月に公布された労働安全衛生法の改正法により、労働者数 50 人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後 3 年以内に政令で定める日）。

また、危険性・有害性情報の通知義務（SDS の交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和 7 年 6 月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和 8 年 4 月 1 日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が 3 年連続で 30 人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和 7 年 6 月 1 日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けてストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」

3 期間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛社

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

 - ア 重点事項
 - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
 - (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
 - a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康

- e 相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用
- (ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
 - a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
 - b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
 - c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
 - d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
- (エ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
 - d 個人情報保護のための適切な情報管理
 - e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
 - f 両立支援コーディネーターの活用
 - g 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (オ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
 - a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
 - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
 - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- (カ) 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策
 - a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

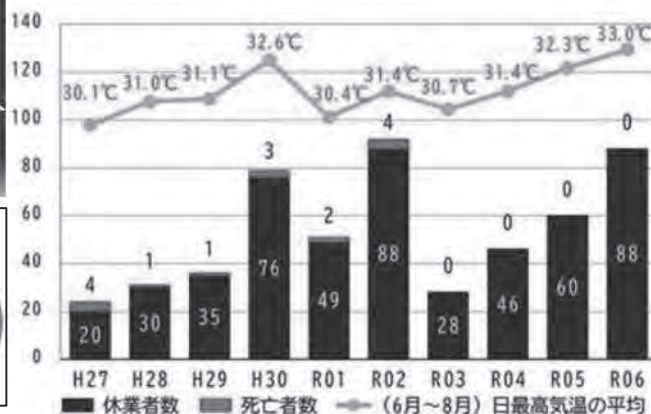
- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
- (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (キ) 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
 - a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
 - d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施
 - e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ク) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
 - a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - c 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にはく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握

- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
 - a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項
- イ 労働衛生3管理の推進等
 - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
 - (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
 - (ウ) 作業管理の推進に関する事項
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
 - (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
 - (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
 - (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
 - (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
 - (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
- ウ 作業の特性に応じた事項
 - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
 - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
 - (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
 - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

熱中症を防ごう！ ～職場における熱中症対策の強化について～ (令和7年4月15日公布 改正労働安全衛生規則)



気温と熱中症発生状況の関係



対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

- 令和7年6月から、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないための措置等を内容とした、労働安全衛生規則の改正が行われ、施行されています。主な改正点は以下のとおりです。

- (1) 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員への周知

熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、作業に従事する者に対して、その体制の内容を周知してください。

- (2) 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業員への周知

熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、身体冷却など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容やその実施に関する手順を定め、作業に従事する者に対して、当該措置の内容及やその手順を周知してください。

※「周知」は、報告先などが作業員に確実に伝わる必要があります。

周知方法には、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達などの口頭によることがあります。原則、いずれでも差し支えありませんが、伝達内容が複雑である場合など、口頭だけでは確実に伝わるのが担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせる行ってください。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html



労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて 令和8（2026）年1月1日から段階的に施行されます

※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済み

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき措置を定めました。

- (1) 注文者等の配慮 (R7.5.14 施行)
注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、建設工事以外の注文者にも広く適用されるように明確化しました。
- (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 (R8.4.1 施行)
(特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、対象が個人事業者等を含む作業者に拡大されました。
- (3) 業務上災害報告制度の創設 (R9.1.1 施行)
個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。
- (4) 個人事業者等自身への義務付け (R9.4.1 施行)
個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用禁止などを義務付けることとしました。
- (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け (R9.4.1 施行)
作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

② 職場のメンタルヘルス対策の推進

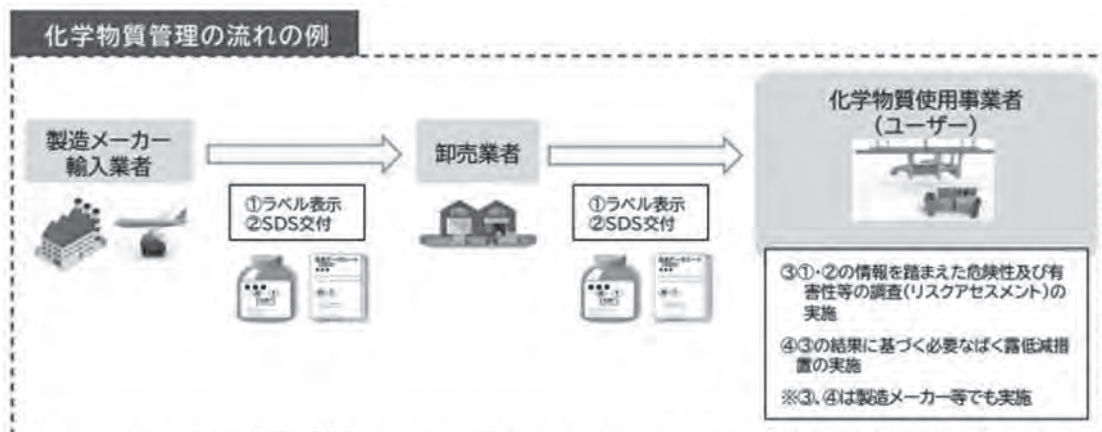
（公布後3年以内に政令で定める日から施行）

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 (公布後5年以内に政令で定める日から施行)
化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

(R8.4.1 施行)

SDS について、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合は、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については、非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

(R8.10.1 施行)

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

④ 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

(R8.4.1 施行)

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。

(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(R8.1.1 施行)

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証や、これと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

⑤ 高齢労働者の労働災害防止の推進

(R8.4.1 施行)

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

加えて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、以下の事項が改正されました。

⑥ 治療と仕事の両立支援の推進

(R8.4.1 施行)

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

<改正安衛法等に係る特設ページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

<安全衛生政策全般の紹介>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



A black and white circular portrait of a man with short dark hair, wearing a dark suit jacket over a light-colored shirt. He is speaking into a microphone positioned in front of him. The background is dark and out of focus.

準、割増賃金の未払いなど、基本的な労働条件に関する法違反が6割を超える事業場であったとの実情が紹介されました。また、昨年を上回る上げ幅が予想される最低賃金の引き上げに対しは各種助成金や、労務費の価格転嫁支援など、行政からの支援策を積極的に活用していくことが期待される旨の説明がありました。

講習会ではまず、監督署の三戸部第一方面主任監督官から「令和6年度監督指導内容と注意すべきポイントについて」と題して、令和6年度に実施した監督指導の結果に基づき分析した違反等の傾向について説明があり、特に法違反が散見される労働時間に関する違反状況とそれを防止する上での注意すべきポイントとして、外国人労働者に係る労務管理上の留意点、現場における安全・衛生管理、熱中症対策、長時間労働・過重労働対策について、重点的に説明がありました。

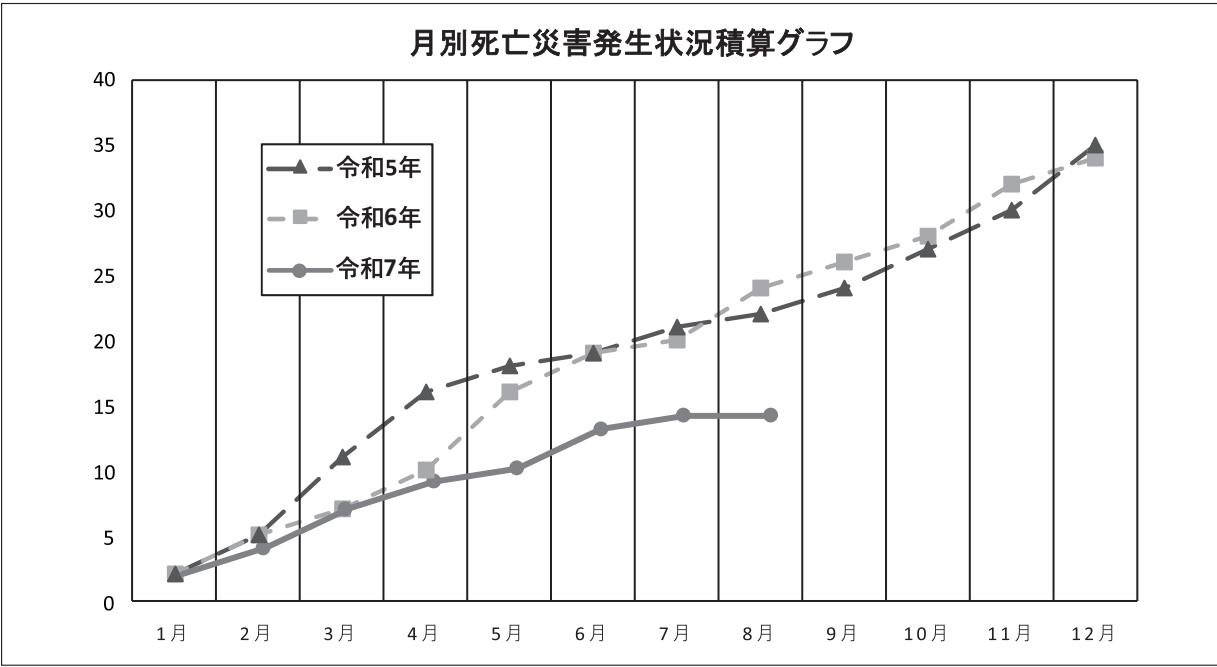


続いて、株式会社 Be スタッフイングの平野睦様から、「ジェネレーションギャップを克服した働きやすい職場作り」のために、時代背景から Z 世代の育った環境や働き方の変化を理解したうえで、価値観の違いを受け止め、相手を否定することなく自分の思いを伝える「アイ・メッセージ」により自分の思いを伝え、合意形成し、適宜フィードバックすることで力を発揮しやすいチームをつくる方法について、具体的な事例を交えた説明がありました。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年8月4日現在の速報値）

愛 知 労 働 局				
業 種	年 別	令和7年速報値	令和6年同時期（速報値）	令和6年確定値
製 造 業	造 業	5	4	8（1）
	食 料 品 製 造 業			1
	化 学 工 業	1		
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1		
	金 属 製 品		1	1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	1	3（1）
建 設 業	そ の 他	2	2	3
	土 木 工 事 業	1	5	9（2）
	建 築 工 事 業	1		2（1）
	そ の 他		3	3
陸 上 貨 物 運 送 事 業	卸 売 業		2	4（1）
	小 売 業	4（3）	1	3（1）
	そ の 他	1（1）	4（3）	9（6）
清 掃 ・ と 畜 業	卸 売 業			1
	小 売 業	1（1）	3（2）	7（5）
	そ の 他		1（1）	1（1）
清 掃 ・ と 畜 業		1	1	2
上 記 以 外 の 事 業		2（1）	1	3（1）
合 計		14（5）	16（3）	34（11）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和7年8月4日現在）

愛 知 労 働 局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R7.4.1. 10：30	清掃・と畜業	9名以下	清掃員	70代	7年	2メートル未満からの	階段・さん橋	2階から1階にかけての階段で、掃除機をかけながら後ろ向きに降りていたところ、階下に転落し、その後亡くなったもの。
R7.6.8. 9：35	道路貨物運送業	30～49名	貨物自動車運転者	50代	5年	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	店舗商品を納品するため路上駐車し、納品終了後次の店舗に向かう前に荷室の荷物整理を行っていたところ、後方に車両が追突し負傷し、医療機関に救急搬送されたが亡くなったもの。
R7.6.27. 4：00	道路貨物運送業	9名以下	貨物自動車運転者	60代	41年	交通事故（道路）	トラック	交差点付近で、被災者が運転していた大型トラックが、停車していた大型トラックの後部に追突したもの。
R7.7.15. 12：00	道路貨物運送業	9名以下	トラック運転手	40代		交通事故（道路）	トラック	被災者が運転する中型トラックが前方の大型トラックに追突し、心肺停止で死亡が確認されたもの。

令和7年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和7年7月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	16		99		104		-5		建 設 業 計	3		21		21			
食 料 品	3		22		23		-1		土 木			3		2		+1	
織 維			1		1				建 築	2		10		9		+1	
木材・木製品									そ の 他	1		8		10		-2	
製紙・印刷	1		1		1				交通・運輸業	5		31	(1)	27		+4	+1
化 学			9		9				陸上貨物業					5		-5	
窯業・土石	2		9		6		+3		港湾荷役業			1		1			
鉄鋼・非鉄			3		7		-4		商 業	8		30		30			
金属製品	2		15		16		-1		接客・娯楽業	6		18		15		+3	
一般機械	3		7		10		-3		清 掃 業			5		6		-1	
電気機械	1		2		1		+1										
輸送用機械	4		28		25		+3		そ の 他	12		56		69		-13	
その他製造			2		5		-3		合 計	50		261	(1)	278		-17	+1

※本統計は令和7年7月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

想定外の労働災害を防ぐための“両分野2大権威”のジョイント講演 「リスクアセスメントから企業の安全配慮義務を考えるセミナー」開催

愛知県下各労働基準協会

さる7月31日、愛知県下各労働基準協会はウインクあいち（名古屋市中村区）において、「リスクアセスメントから企業の安全配慮義務を考えるセミナー」を開催。愛知県内事業場の経営者、安全衛生・人事・総務部門責任者など、会場受講・後日配信インターネット受講を併せて約60名が受講しました。

セミナーでは、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し、名北労働基準協会 市之瀬副会長・専務理事が「本日のセミナーがご参加企業様の労働災害の防止はもちろんのこと、企業発展につなげていただくことができますよう祈念いたします」と開会挨拶を行いました。



濱田労働安全衛生
コンサルタント

続いて、庄司法律事務所所長 庄司俊哉弁護士より「労働災害等発生時に企業の安全配慮義務違反が問われる危険の予見・回避の範囲」と題する講演を行いました。庄司弁護士からは、「労働災害によって発生する責任」「安全配慮義務とは？（民事上の責任の「過失」について）」「過去の事例における予見可能性」等について丁寧な解説が行われました。

次に、濱田安全衛生マネジメント（同）CEO 濱田勉労働安全衛生コンサルタントが「企業におけるリスクアセスメントの意義と経営にも結びつく有効な活用策」をテーマに講演を行いました。濱田コンサルタントからは「マネジメントとリスクアセスメント」「日本と欧米の考え方の違い」「災害発生のシナリオ」「安全はマネジメント」について解説が行われ、盛況のうちにセミナーは終了しました。



庄司弁護士

【令和7年度 弁護士による講演のご案内】

● 11月5日

『労働実務専門講座 就業管理コース 労使紛争防止研修』
労働トラブルの現状と防止のための就業管理と良好な労働関係の構築等

講師 宮澤俊夫弁護士

対面受講・DVD 受講対応の申込受付中

● 12月5日『弁護士に聴く トラブルを防ぐ就業規則見直し講座』

就業規則の規定ごとに、トラブル防止に有効な規定条文を確認

講師 岩崎友就弁護士

対面受講・後日配信インターネット受講の申込受付中

● 令和8年2月13日『基礎から学ぶ 外国人労働者雇用セミナー』

(1)外国人労働者雇用の仕組みと関係法令、(2)トラブル防止 外国人労働者の労務・安全衛生管理

講師 大西正高特定社会保険労務士・大嶽達也弁護士

対面受講・後日配信インターネット受講の申込受付中



「リスクアセスメントから企業の
安全配慮義務を考えるセミナー」

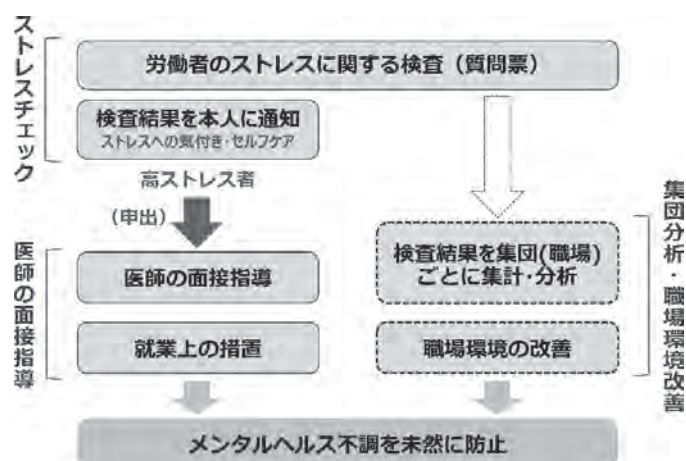
問合せ先 名北労働基準協会 総合受付（☎ 052-961-1666）

ストレスチェック制度の基本的な考え方について

刈谷労働基準監督署

事業場における事業者による労働者のメンタルヘルスケアは、取組の段階ごとに、労働者自身のストレスへの気付き及び対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられます。

ストレスチェック制度は、これらの取組のうち、特にメンタルヘルス不調の未然防止の段階である一次予防を強化するため、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることを事業者に求めています。さらにその中で、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。



ストレスチェック制度を運用するにあたって、よく見受けられるのが「メンタルヘルス不調者の発見」自体が目的となってしまうパターンがあります。繰り返すにはなりますが、ストレスチェックの本来の目的はメンタルヘルス不調の未然防止であり、重要なことは、制度の趣旨・目的を正しく理解して、実効性のある運用を行っていくことにあります。是非、取組方針や計画、取組結果の評価、改善など事業場内でのストレスチェック制度の運用の見直しを行い、さらには、労働者のストレス状況の改善及び働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上に寄与させるなど、事業経営の一環として、積極的にストレスチェック制度の活用を進めて頂けたらと思います。

※今般、メンタルヘルス対策の取組強化のため、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法（令和7年法律第33号）により、50人未満の事業場についても、ストレスチェックの実施が義務付けられました（施行日は、改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）。



今月は安城市からのお知らせです

職場に「健康づくりの輪」を広めてみませんか？「各種測定結果がきっかけになった」と利用者から大好評です！

健康測定関連資材を
活用した健康測定会

無料で出張します



機器を使った測定、結果説明、健康相談などを保健師、管理栄養士、歯科衛生士が行います。

ある企業では、継続的に行うことで、前回との比較をしたり、社内ランキングをつけて社員の方の健康意識を高めていました！！

詳細はこちら

前回と比べて
変化があったぞ！

職場に「健康づくりの輪」を広めてみませんか？
「各種測定結果がきっかけになった」と利用者から大好評です！

新入社員 健康診断の待機時間を利用した「お口の健康」についての「健康講話」

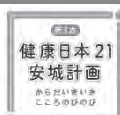
健康講話もできます！



株式会社デンソーエレクトロニクス 様

フロスや歯間ブラシを使ったり、歯科医院で受けるプロフェッショナルケアの大切さが分かったよ！

お申込・お問い合わせ先



〒446-0045 安城市横山町下毛賀知106番地1

安城市保健センター

TEL : 0566-76-1133 FAX : 0566-77-1103

安城市内の企業
対象

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

岡戸満寿美



労働者協同組合について

労働者協同組合法が2022年10月1日に施行された。

労働者協同組合法は、その目的を第1条で「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組合員を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」と規定している。

今の日本の労働環境は、ワークライフバランスとディーセントワーク(※)が十分に確保されていないという現状を踏まえて、

- ①出資
- ②意見反映
- ③従事

この3つの組織原則を用いて法人を規定し、その法人の役割として、多様な就労の創出と、地域ニーズに応える事業をすることによって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することそれが大

切だと言っている。

この法律の施行を背景に期待されている「協同労働」という働き方とは何か。「協同労働」とは働く人が労働者協同組合に出資して組合員となり、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業を行



下で働くのではなく、仲間と協同して、主体的に働くことに特徴がある。組合は事業に従事する組合員(代表理事・専任理事・監事は除く)と労働契約を結び、組合員は法的に組合の労働者となり、労働基準法、最低賃

金法、労働組合法などの労働関係法令が適用され、社会保険(健康保険、厚生年金保険)や労働保険(雇用保険、労災保険)にも加入できる。

協同労働は、多様な働き方の選択肢の一つとして期待される一方、現状では小規模であることが多く人事労務管理の専門知識を持つ担当者が不足していること、組合の事業や人事労務管理に関する各1個の議決権を持っている組合員の意見を

い、組合員自らが事業に携わる働き方。
株式会社では、出資、経営、労働が分離しているが、労働者協同組合では、組合員が出資、経営、労働のすべてを担うことになる。企業の指揮命令

反映しての意思決定の民主化、事業を維持していくための財政面でのハードルなど、課題もある。厚生労働省のホームページによれば、2025年7月1日時点で計155法人が設立(うち愛知県は3法人)とのこと。課題解決に向けて、専門家によるサポートを受けること、他の労働者協同組合との連携、具体的に優良事例だけでなく問題事例をも含め検討していくことが重要であり、今後が期待される。

※ディーセントワーク
働きがいのある人間らしい仕事(厚生労働省HPより)
(ア)ミニティ労務管理事務所所長、社会保険労務士、社会福祉士、ホワイ企業推進社会保険労務士協議会(会員)

イラスト・伊藤香澄

第 6 話 ～ 1 か月単位の変形労働時間制～

相談者 社会福祉施設 施設長 

 「私は社会福祉施設の施設長です。弊社では、1 か月単位の変形労働時間制を採用しています。毎月、20 名のスタッフに翌月の出勤日、勤務時間の希望を聞き、勤務シフトを作成し、翌月の勤務シフトをスタッフに配布しています。先日、勤務シフトの全てのシフトパターンを事前に就業規則に定めないと、1 か月単位の変形労働時間制は採用できないと聞きましたが、よくわからないので教えてください。」

 「まず、1 か月単位の変形労働時間制を採用するには、①労使協定又は就業規則その他これに準ずるものに、変形労働時間制を採用することを定め労働者に周知する、②変形期間を 1 か月以内の期間として起算日を定める、③変形期間を平均して 1 週間の所定労働時間を法定労働時間以内とする、④変形期間における労働日及び各日、各週の労働時間をあらかじめ具体的に特定することが要件です。」

 「①の就業規則その他これに準ずるものとは、就業規則以外に定めてもよいということですか？」

 「貴社は、常時 10 人以上の労働者を使用している事業場となりますので、就業規則の作成義務があり、必ず、就業規則に定める必要があります。これに準ずるものとは、労働者が 9 人以下で就業規則の作成義務のない事業場では、何らかの書面に記載して定めても可能という意味です。」

 「②の起算日、③の 1 週間の所定労働時間を法定労働時間以内にするとは、どういうことですか？」

 「1 日から月末までの勤務シフトで運用されていますので、起算日(始期)は 1 日となります。また、1 か月の変形期間の所定労働時間の限度(合計時間)は、「40 時間(週法定労働時間) × 暦の日数 ÷ 7 日」以内とする必要があり、31 日の暦月は 177.1 時間以内、30 日の暦月は 171.4 時間以内となります。」

 「④の労働日の労働時間をあらかじめ特定するとは、具体的にどのようにすればよいですか？」

 「就業規則に、各労働日の労働時間の長さだけでなく、始業、終業の時刻も定める必要があります。」

 「弊社のように、交替制の勤務で、各労働者の労働時間の長さも一律でなく、毎月、スタッフの希望に応じて勤務シフトを作成している場合には、どのようにすればいいのですか？」

 「就業規則に、①各勤務シフトの始業・終業時刻、②各勤務シフトの組み合わせの考え方、③勤務シフトの作成手続きと周知方法を定め、変形期間の開始前までに勤務シフトを決定する必要があります。」

 「弊社では、勤務シフトをスタッフの希望により調整しているため、就業規則に全てのシフトパターンを規定できません。それでは、1 か月単位の変形労働時間制を採用できないということですか？」

 「10 人以上の労働者を使用している事業場では、全てのシフトパターンを就業規則に記載する必要があります。それらの記載がない場合は、変形労働時間制が無効となり、所定労働時間であっても、1 日 8 時間、週 40 時間を超えて労働した時間は、割増賃金を支払う必要が生じます。」

 「弊社のような場合、どのような運用をすれば、1 か月単位の変形労働時間制を採用できますか？」

 「例えば、日本マクドナルドでは約 200 のシフトパターンを就業規則に記載し、運用しています。貴社の場合、就業規則に規定したシフトパターンの中からスタッフの希望を聞き、勤務シフトを作成してください。そして、スタッフの希望で、新たなシフトパターンを採用する必要が生じた場合は、事前に就業規則を変更し、労働者に周知の上、労働基準監督署に変更届を提出することにより、運用してください。」

(労働衛生コンサルタント・社会保険労務士 中西浩信)

労働安全衛生コンサルタント 嶋田 靖文

手順書の手順や職場の安全ルールのできたいきさつ、なぜそうしなければいけないのかその理由を全員にしっかりと教育し、ルールを守れるようにする必要があります。人の感覚的な行動での何気ない行動や、確認動作で起きてしまう災害の事例です。

(事例) 瞬間接着剤の先端が詰まり確認中に、接着剤が眼に入った

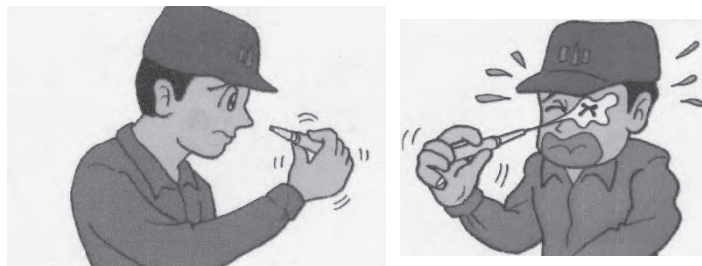
(場所) 部品の接着工程

(状況)

生産工程で部品の接着作業を瞬間接着剤を使用して行っていました。作業中に接着剤の出が悪くなったので確認のため容器の先端を覗き込んだところ、先端から接着剤が飛び出し、眼に入った。思わず目を閉じたので、まぶたの上下が接着した状態で現場事務所へ駆け込んできました。すぐに眼科を受診し幸いにも大きな災害にはなりませんでした。

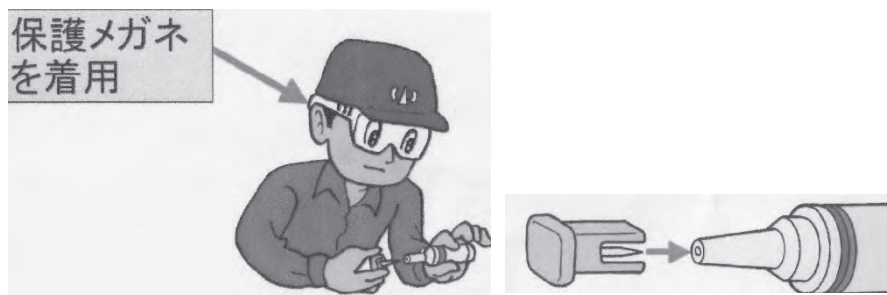
(教訓)

人の確認動作で物を見て確認する際、眼と対象物が一直線になる。そのため万が一そこから物が飛び出すことがあると眼球にその物質が飛び込んでしまう可能性が高い。



(教訓からできた手順ルール)

保護メガネを着用し、瞬間接着剤の容器の口先を覗き込まないようにして、専用の針でふさがった穴を貫通させて使用しましょう。



(どうする)

職場の手順、ルールのできたいきさつや、そうしないとどうなるのかをしっかりと教え、職場の皆さんがしっかりと安全な作業手順、ルールを守れるようにしましょう。

そのために、リスクアセスメントの情報などからなぜそうしないといけないのかをしっかりと教え、やらないとどうなるのかを理解し安全な行動がとれるようにしましょう。

ご安全に

会員だより

安城支部

《会社概要》

企業名 カリツー 株式会社
代表者 代表取締役社長 筒井 重式
所在地 安城市三河安城町 1-4-4
創業 1951（昭和 26）年 2 月 28 日
事業内容 貨物自動車運送事業、利用運送事業
〈JR 貨物〉運送取次事業、倉庫業 他
従業員数 2,929 名（2025 年 3 月末時点）
事業拠点 愛知、三重、静岡、東京、神奈川、群馬、茨城、埼玉、大阪、広島、福岡、熊本、福島、岩手、北海道（子会社含む）
U R L <https://www.karitsu.co.jp/>



《企業理念》

1. 我々は社業を通し、良き企業市民としての良識をもって地域社会に貢献する。
2. 我々は常に新しい価値の創造に努め最高の品質、最高のサービスをもって業界ナンバーワンを目指す。
3. 我々は「企業は人なり」の信念のもとに、人間性を尊重し、常に研鑽に励み自由でかつ達な社風づくりに努める。

《事業内容》

輸送サービス

●物流コストの削減に貢献する環境に優しい輸送サービス

企業の競争力を強化するために、物流コストの削減へのニーズは一層高まっています。これに応えるため全国各地に広がる営業所、提携会社のネットワークを活かし、常に効率的な輸送システムを構築し、お客様の目的・用途に合わせた多彩な輸送方法のご提案を通して、物流コストの削減に貢献します。



▲フルトレーラー



▲冷蔵・冷凍専用車

高機能物流センター

●生産から納品までのリードタイムの短縮・効率化を実現

世界規模での激しいコスト競争の中、トータル物流コストの低減に加え、生産から納品までのリードタイムの短縮による効率化を求められており、組付け・加工・検査、入出庫管理、保管・代行納入など多様な業務を担う高機能物流センターを通してお客様のニーズに応える最適な物流システムを構築しています。



国際物流サービス

●《Vision2030》世界にはばたく総合物流企業へ

創業時から国内で培った自動車部品輸送のノウハウで、自社ネットワーク&グローバルネットワークにより各仕向地までお荷物を確実にお届けします。

また 2025 年 5 月に AEO 通関業者として認定され、今後は法令遵守及びセキュリティ管理体制を構築した AEO 通関業者として、リードタイム短縮・物流コスト削減による国際競争力の向上に取組むお客様をより一層サポートいたします。

受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムが
アシストします!



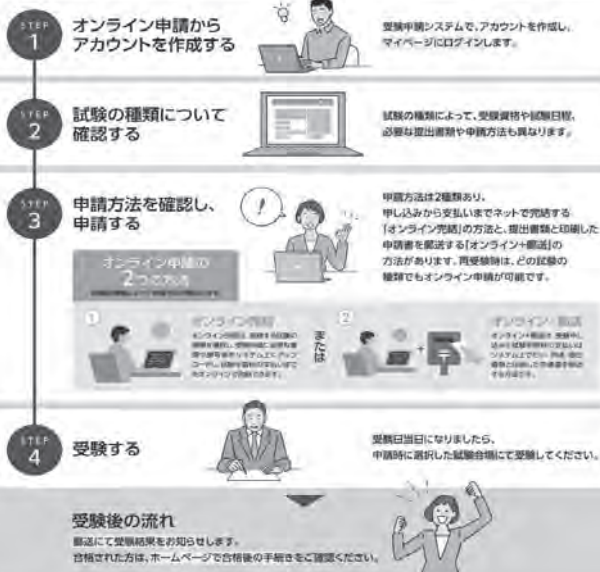
労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 掘削装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士



公益財団法人 安全衛生技術試験協会 お知らせ

オンライン申請から受験までの流れ



労働安全衛生法に基づく免許試験

オンライン受験申請は

←こちらから

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
受験申請・登録申請システム
<https://www.exam.or.jp/m/index.html>

※再受験の方は大変便利です!

中部安全衛生技術センター

申請に関する Q&A

Q. 再申請について
A. 同一の免許試験の種類
を再受験される方は、オ
ンライン申請で受験申
請いただけます。

Q. 資格申請は?
A. 従来の申請により申請可
能です。「作業機
械安全法に基づく作業機
械安全衛生法(作業機
械安全衛生法)」は、審議
のうえに決定します。

Q. もっと知りたい!
A. 安全衛生技術試験協会の
ホームページで、試験科目
・試験日程や受験資格、試験
料金をご確認ください。

お電話にてお問い合わせを受けております。

【電子申請の方法に関するお問い合わせ先】

安全衛生技術試験協会……………03-5275-2366

【試験の実施・申請状況の確認などに関するお問い合わせ先】

北海道安全衛生技術センター……………0123-34-1171

東北安全衛生技術センター……………0223-23-3181

関東安全衛生技術センター……………0436-75-1141

関東安全衛生技術センター(東京試験場)……………03-6432-0461

中部安全衛生技術センター……………0562-33-1161

近畿安全衛生技術センター……………079-438-8481

中国四国安全衛生技術センター……………084-954-4661

九州安全衛生技術センター……………0942-43-3381

(お電話対応可能時間) 月曜日から金曜日 8時30分から17時 土日祝、5月1日および年末年始(12月29日~1月3日)は休業いたします。



お知らせ

労働災害防止講習会のご案内

1. 日 時 2025 年 10 月 17 日(金) 13:30 ~ 15:20
2. 会 場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町 1-157-1 電話: 0566-45-5981)
3. 次 第
 - 1) 挨拶 (一社) 刈谷労働基準協会 安全部会 木本部長
刈谷労働基準監督署 相部署長
 - 2) 説 明 「リスクアセスメントの推進について」(仮題)
刈谷労働基準監督署 担当官
 - 3) 事例発表 「労働安全対策、安全活動について」(仮題)
株式会社ジェイテクト 担当者
4. 会 費 無料

※参加をご希望される方は、9 月 26 日(金)までに
右記よりお申し込みください。
ホームページからお申し込みできます。



刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

種別	講 習 会 名	QR コード	9 月	10 月	11 月	会費(単位:円)		会 場
						会 員	非会員	
総合講座 労働法令	1. 労働実務基礎講習 (半日)		9	14	19	無	料	名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修 (1 日)			7		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座 (4 日間)		24	8 22	5	全日 36,700	全日 44,500	
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座(13 日間)		詳細は QR コードからご覧ください					
	5. 建設業雇用管理者研修 (1 日)		30	24	14	無	料	名北労働基準協会他
セミナー 労働問題	1. 石寄セミナー		26			4,380	4,990	名古屋能楽堂
	2. 世代間ギャップ解消セミナー				12	無	料	ウィルあいち
	3. カスハラ対策義務化対応緊急無料説明会				18	無	料	中区役所ホール
	4. 基礎から学ぶ情報通信トラブル防止セミナー					6,900	9,130	ウインクあいち
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育			6				
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4. ダイオキシシン類特別教育					7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1. 管理能力向上研修	 1～3  4～7	19			6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修				26			
	3. 人事考課者研修							
	4. ハラスメント防止研修				4			
	5. ハラスメント相談担当者研修		26					
	6. アンガーマネジメント研修							
	7. 採用担当者研修							

(県下各協会合同開催)

2025 年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 10 月 3 日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
		(実) 10 月 4・5・11 日			
	プレス作業主任者	11 月 6・7 日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	有機溶剤作業主任者	10 月 2・3 日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		10 月 23・24 日			
		11 月 6・7 日			
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	10 月 6・7 日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		10 月 27・28 日			
		11 月 11・12 日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	11 月 25・26・27 日 11 月 25・26・28 日	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円	
特 別 教 育	自由研削といし	11 月 17 日	あいち産業科学技術総合センター	10,450 円	13,750 円
		(学) 11 月 10 日 (実) 11 月 11 日 or 28 日	あいち産業科学技術総合センター	13,750 円	17,050 円
	粉 じ ん	11 月 10 日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低 圧 電 気 (実技 7 H 含む)	10 月 14・15 日	刈谷商工会議所	17,050 円	20,350 円
		10 月 21・22 日			
		11 月 18・19 日			
	電気自動車等の整備	10 月 8 日	あいち産業科学技術総合センター	10,175 円	12,375 円
	フルハーネス型墜落制止用器具	10 月 20 日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円
	一般建築物石綿含有建材調査者	11 月 20・21 日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,775 円
	工作物石綿事前調査者	10 月 8・9 日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,280 円
そ の 他	化学物質管理者(取扱)	10 月 10 日	あいち産業科学技術総合センター	14,520 円	17,820 円
	化学物質管理者(取扱) ※実技あり	10 月 10 日	あいち産業科学技術総合センター	17,820 円	21,120 円
	安全管理者選任時	10 月 9・10 日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	安全衛生推進者	10 月 6・7 日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	
	職長教育(製造業)	10 月 16・17 日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
		11 月 13・14 日			
	職長教育(建設業)	11 月 13・14 日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	保護具着用管理責任者	10 月 29 日	あいち産業科学技術総合センター	17,050 円	20,350 円
	衛生管理者受験準備勉強会	10 月 29・30 日	あいち産業科学技術総合センター	18,810 円	22,110 円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講 習 名	日 程	会 場	会 費	
			会 員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1 日研修会	11 月 5 日	あいち産業科学技術総合センター	17,820 円	19,800 円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	乾 燥 設 備 作 業 主 任 者	10月6・7日		ポ ー ラ ビ ル		13,450 円
		10月28・29日		岡崎市竜美丘会館		
	ガ ス 溶 接	10月1日	10月4日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780 円
		10月29日	10月30日	ポ ー ラ ビ ル	愛 知 製 鋼	
	高 所 作 業 者 運 転	10月11日	10月15 or 16 or 17日	ポ ー ラ ビ ル	ポリテクセンター名古屋港	42,420 円
	は い 作 業 主 任 者	10月28・29日		ポ ー ラ ビ ル		12,895 円
その他	エ ッ ク ス 線 作 業 主 任 者	10月6・7・8・9日		ポ ー ラ ビ ル		会員 30,000 円 非会員 33,500 円
	潜 水 士	10月2・3日		ポ ー ラ ビ ル		会員 17,800 円 非会員 20,000 円
	局所排気装置自主検査者	10月6・7日	10月8日	S D G S D G		会員 58,500 円 非会員 63,000 円

労災保険上乗せ制度のご案内

政府労災の上乗せ保険（労働災害総合保険）

「中部労働基準協会連絡協議会」の100円労災は
近年増加する企業の労災賠償リスクから会員様をお守りします。

- ☆ 優良割引 40% 団体割引 20%
- ☆ 「使用者賠償責任保険」がセット可能
- ☆ 保険金は事業主に直接お支払い
- ☆ 1名あたり1カ月100円で最高2,362万円の死亡保険金
(事業種類60 A型の場合)

加入団体	公益社団法人 愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438 〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル8F
取扱代理店	エフピーサポート株式会社 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル8F 担当：川崎、齋藤 問い合わせ：QRコード *お問い合わせ内容詳細に「100円労災について」と記載のうえ送信ください。 担当者より折り返しご連絡させていただきます。
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 名古屋支店法人支社 TEL 0570-086-222 FAX 052-963-9021 〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-2-21 損保ジャパン名古屋ビル9F

このご案内は概要を説明したものです。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

(SJ25-04132 2025.07.09)

安 全 緑 十 字

年
 月

			1	2	3		
			4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
			28	29	30		
			31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



MetLife

メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.

www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング

外国人労働者・技術者派遣事業

特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7

Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

電動フォークリフト用スポットクーラー

熱中症対策に！



カタログ↑

TI-COOL

ティークール

ツインルーバーでたっぷり冷やす

トヨタL&Fが専用開発した
電動フォークリフト用スポットクーラー。
48V電源で駆動する電動コンプレッサーを搭載し、
二つの吹出口からオペレーターにしっかりと涼しさを
届けます。

搭載可能モデル：gene B、Ecore

※仕様により取り付けできない場合がありますので、
詳しくは販売店にお問い合わせください。



TOYOTA L&F

トヨタL&F中部株式会社



〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F
TEL 052(211)2073